

船体ノ部

(二十) 通水路左ノ通り改ム

上甲板暴露部ノ両側ニ幅拾八吋ノ通水路ヲ設ケ水密ニ填隙スベシ

(二十四) 甲板第一項ヲ左ノ通り改ム

甲板ハ縁材ノ槻材ヲ使用シ米松ヲ以テ張ル可シ

第二項中「及網庫」ヲ削ル

(二十七) 漁艇及端艇ヲ漁艇ニ改メ第一項五隻ヲ

三隻ニ改メ第二項ヲ削ル